

甲賀市人権に関する総合計画の構成（案）

章	節・項	説明
第1章 はじめに	1 計画策定の趣旨	・人権に関する総合計画策定の目的・理由について記載する。
	2 人権をめぐる主な動向	・過去から今日までに至る人権施策の主要な動向について記載する。 ・条約や法律等の制定・批准等の動きを記載する。
	(1) 国際的な動き	
	(2) 国・滋賀県の動き	
	3 計画の位置づけ	・総合計画、甲賀市人権尊重のまちづくり条例、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、他関連計画との整合について記載する。
4 計画の期間	・平成 29 年度から平成 40 年度	
第2章 人権に関する現状と課題	1 人権に関する甲賀市の現状	・分野別施策に関するデータを使用し、市の現状を記載する。
	2 人権に関する市民の意識	・平成 27 年度に実施した意識調査結果の主な項目と市が実施したその他のアンケート結果の内、主な項目を記載する。 項目例：問 3. 4. 5. 6. 7. 10. 11. 13. 22. 27
	(1) 人権に関するアンケート結果より	
	(2) 関係する他計画が実施したアンケートより	
	3 人権に関する計画の取組状況	・これまでの市の人権施策に関連する 3 計画の取組状況について記載する。
	(1) 人権総合計画	
	(2) 同和対策基本計画	
(3) 人権教育基本計画		
4 今後の人権施策の課題	・上記 1～3 の結果から見える市の取組課題を、各分野の法律や施策等の動き、又関連する意識調査の結果等を引用し現状を述べ、それを踏まえた今後の取組課題を記載する。	
第3章 人権施策の展開方向	1 基本理念	・計画の施策推進の基礎にある考え方、キャッチフレーズを記載する。 ・めざすまちのすがたを記載し、計画推進による将来像（ビジョン）を明らかにする。
	2 計画の視点	・基本理念達成のための視点を記載する。（資料 4）
	3 具体的な取組	・(1)～(4)に分けて記載する。
	(1) 各主体の役割と連携・協働	・市民・地域・市民活動団体の役割、企業・事業所の役割（社会的責任）を記載する。 ・計画実施の主体は行政（市）であることから、市の人権尊重の取組の考え方について記載する。 ・連携・協働による取組を記載する。
① 市民・地域・市民活動団体		
② 企業・事業所		
③ 行政		
④ 連携・協働		

章	節・項	説明
	(2) 人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に対する教育・啓発・学習のあり方や方針等（行政が市民・事業者に対し、どのように情報発信し関与していくのか、その考え方）について、記載する。
	(3) 相談と支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市や関係機関等の相談窓口体制、人権侵害を受けた場合の相談しやすい環境整備や適切な相談支援につなげるしくみ等を記載する。
	(4) 分野別施策の推進 ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障がいのある人 ⑤同和問題 ⑥外国人 ⑦インターネットによる人権侵害 ⑧その他さまざまな人権課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章での現状と課題を踏まえ、課題解決のための方策について記載（個別計画が策定されている分野については、その計画の記載内容との整合を図る）する。 ・上記以外の人権課題について、具体的に例示（犯罪被害者やその家族、性同一性障がいのある人及び性的指向少数者、刑を終えて出所した人、ホームレス等）し、それらに対する取組の考え方を記載する。
第4章 計画の推進	1 推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市内部での推進体制のほか、国・県・関係団体等との連携等について記載する。
	2 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況の評価方法、見直し等の考え方について記載する。